

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

岩手県企業局長 森 達也

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成11年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p><u>第2条</u> 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>開示の実施</u>に要する費用に相当する額</p> <p>(4) [略]</p> <p>(第三者に通知する事項)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p><u>第4条</u> 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" data-bbox="150 1812 767 2049"> <thead> <tr> <th>電磁的記録の種別</th> <th>開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電</td> <td>閲覧若しくは視聴又は複製物の交付</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付	<p>(<u>開示請求書に記載することができる事項</u>)</p> <p><u>第2条</u> 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に規定する開示請求に係る行政文書について、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(1) 求める開示の実施の方法</p> <p>(2) <u>岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター、行政情報サブセンター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情報コーナー（以下「行政情報センター等」という。）における開示（写し等を送付する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希望する日</u></p> <p>(3) <u>写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨</u></p> <p>(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p><u>第3条</u> 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>手数料の額及び行政文書の写し等の送付に要する費用に相当する額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(第三者に通知する事項)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(開示の実施の方法)</p> <p><u>第5条</u> 行政文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政文書に限り行うものとする。</p> <p>(1) <u>文書又は図画の閲覧 行政情報センター等において閲覧することができる行政文書</u></p> <p>(2) <u>文書又は図画の写しの交付 局長が保有する乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる行政文書</u></p>
電磁的記録の種別	開示の実施の方法				
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付				

磁的記録で、行政情報センター
(岩手県庁舎内に設置されてい
る情報公開窓口をいう。)内に
設置されている電子計算機その
他の機器を用いて閲覧し、若し
くは視聴し、又は複製すること
ができるもの

2 磁気テープ等に記録されてい
る電磁的記録で、企業局長が保
有する電子計算機その他の機器
を用いて、紙その他これに類す
るものに印字し、又は印画する
方法により出力することができ
るもの

(開示を受ける者が申出する事項)

第5条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次のと
おりとする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) [略]

2 [略]

(費用負担の額)

第6条 条例第22条第1項の実施機関が定める額は、別表第1
に定めるとおりとする。

2 条例第22条第2項の実施機関が定める開示の実施の方法ご
とに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする

。

別表第1 (第6条関係)

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複 写機による 写し(日本 産業規格A 列3番の大 きさまでの ものに限る	白黒 1枚につき	10円 (両面に複写した 場合にあつては、 20円)
	カラー 1枚につき	40円 (両面に複写した 場合にあつては、

(3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁
気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類す
るもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている
電磁的記録で、行政情報センター等内に設置されている
電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し
、又は複製することができるもの

(4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又
は印画したものの閲覧又は写しの交付 磁気テープ等に記
録されている電磁的記録で、局長が保有する電子計算機そ
の他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し
、又は印画する方法により出力することができるもの

(開示を受ける者が申出する事項)

第6条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次のと
おりとする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) [略]

(3) 行政情報センター等における開示の実施を求める場合
にあつては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実
施を希望する日

(4) 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を
求める場合にあつては、その旨

2 [略]

(送付に要する費用の納付)

第7条 写し等を送付する方法により行政文書の開示を受ける
者は、条例第22条第3項の規定により手数料を納付する際に
、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当す
る額を併せて納付しなければならない。

。)		80円)
2	1に掲げる以外の 写し	1枚につき 当該写しの作成に 要する費用に相当 する額

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき80円
	2 1に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し（日本産 業規格 A 列 3 番の 大きさまでのもの に限る。）	白黒 1枚につき10円 （両面に複写し た場合にあつて は、20円)
		カラー 1枚につき40円 （両面に複写し た場合にあつて は、80円)
	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。